太陽光発電設備(アレイ)点検のお願い

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを 賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、弊社製品をご採用いただきました皆様におかれましては、太陽光発電設備を長期間、安全にご利用いただいていることと存じます。しかしながら、長期間のご利用によって架台の機能維持が困難になる等、経年劣化によるリスク増加が懸念されます。近年、弊社製品で設置された太陽光発電パネルを点検いただいた際に、固定金具の錆が見受けられております。錆が進行しますと固定金具としての機能を維持できなくなり、最悪の場合、太陽光発電パネルの脱落や飛散事故につながることも考えられます。

経済産業省からも案内(※1)があります通り、所有者には、太陽光 50 kw 未満の小出力発電設備であっても、経済産業省令が定める「技術基準」に適合させる義務(※2)が生じます。その中には「小出力発電設備は、出力が小さくても電気を作る『発電設備』です。メンテナンスが不十分な状態で稼働させると、設備の損壊や漏電等により、近隣住民の方等に大きな被害を及ぼす可能性もあります。そのようなことが起きないように設備を設置・管理する責任は、発電設備の施工業者や設備メーカー等ではなく、所有者にあることを改めてご認識いただきますようよろしくお願いいたします」とあります。

つきましては、これからも安心して太陽光発電設備をご利用いただくため、設置から 10 年以上経過した太陽光発電システムをご使用中のお客様に、定期点検や、自然災害発生時等の緊急点検の実施をご案内いただきますようお願いいたします。点検の結果、部品交換が必要とご判断いただいた場合は、ご連絡ください。また、ご不明点がございましたら弊社営業までお問い合わせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

%]

低圧太陽光発電設備や、小形風力発電設備を購入される皆様へ ~ 「電気事業法上の義務」をご存じですか? ~ 平成 31 年 2 月 21 日 経済産業省産業保安グループ電力安全課

 $\label{lem:https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/2/310221.html \ensuremath{\gg} 2$

電気事業法第56条第2項(同法第39条第2項第1~2号を準用)

主務省令 電気設備に関する技術基準を定める省令 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 等

本件に関するお問い合わせ先

株式会社屋根技術研究所 技術営業部

電話番号:0566-52-6132 (受付時間 平日 9:00 ~ 18:00)